

とっとり住まいる支援事業Q & A 令和7年度版

(R7.7 更新)

1 共通事項

1	県内に主たる事務所を有する建設業者の定義	県内に本店を構える業者とします。なお、建設業許可の有無は問いません。																											
2	直営は対象となるか	対象となりますが、建築本体工事を他者に請け負わせる場合には県内に主たる事務所を有する建設業者とするよう配慮してください。																											
3	他の補助金との併用の可否について（基本的な考え方） ※関連Q&A：4, 5, 6, 7, 8, 9	住まいる支援事業は、補助対象部分が同一となる県の補助金及び県からの補助金（県費）を財源とする市町村、団体の補助金と併用することはできません。 なお、住まいる支援事業の補助の対象及び財源は次のとおりです。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助メニュー</th><th>補助の対象</th><th>財源</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県産材（新築、改修）</td><td>県産材の材料代</td><td>県費</td></tr> <tr> <td>県産 JAS 製材（新築）</td><td>県産材の材料代</td><td>県費</td></tr> <tr> <td>県産ヤング係数確認構造材（新築）</td><td>県産材の材料代</td><td>県費</td></tr> <tr> <td>県産内外装材（新築、改修）</td><td>県産材の材料代</td><td>県費</td></tr> <tr> <td>県産 CLT 材（新築）</td><td>県産材の材料代</td><td>県費</td></tr> <tr> <td>地域建築技能活用（新築、改修）</td><td>住宅の建設（改修）費</td><td>県費</td></tr> <tr> <td>子育て世帯等（新築、改修）</td><td>住宅の建設（改修）費</td><td>県費</td></tr> <tr> <td>三世代同居等世帯（新築、改修）</td><td>住宅の建設（改修）費</td><td>県費</td></tr> </tbody> </table> 〔併用可能な助成金等の例〕 ・国が直接補助するもの（例：子育てグリーン住宅支援事業、地域型住宅グリーン化事業、ZEH 支援事業 等） ・市町村・民間団体等が県の助成を受けずに実施しているもの ・住宅本体の建設にかからないもの（土地、設備等） また、補助金を併用する場合は、必ず交付申請書、実績報告書の該当欄に記載してください。	補助メニュー	補助の対象	財源	県産材（新築、改修）	県産材の材料代	県費	県産 JAS 製材（新築）	県産材の材料代	県費	県産ヤング係数確認構造材（新築）	県産材の材料代	県費	県産内外装材（新築、改修）	県産材の材料代	県費	県産 CLT 材（新築）	県産材の材料代	県費	地域建築技能活用（新築、改修）	住宅の建設（改修）費	県費	子育て世帯等（新築、改修）	住宅の建設（改修）費	県費	三世代同居等世帯（新築、改修）	住宅の建設（改修）費	県費
補助メニュー	補助の対象	財源																											
県産材（新築、改修）	県産材の材料代	県費																											
県産 JAS 製材（新築）	県産材の材料代	県費																											
県産ヤング係数確認構造材（新築）	県産材の材料代	県費																											
県産内外装材（新築、改修）	県産材の材料代	県費																											
県産 CLT 材（新築）	県産材の材料代	県費																											
地域建築技能活用（新築、改修）	住宅の建設（改修）費	県費																											
子育て世帯等（新築、改修）	住宅の建設（改修）費	県費																											
三世代同居等世帯（新築、改修）	住宅の建設（改修）費	県費																											
4	すまい給付金と併用してもよいか	併用できます。																											
5	「地域型住宅グリーン化事業」と併用してもよいか。また、	「地域型住宅グリーン化事業」は財源を全て国費としているため併用可能です。た																											

	同事業の追加メニューである「若者・子育て世帯加算」と住まいるの「子育て世帯」、「三世代同居等世帯」は併用できるか。	だし、補助対象経費に県産材の材料代を含めないようにしてください。「若者・子育て世帯加算」と住まいるの「子育て世帯」、「三世代同居等世帯」も併用可能です。
6	「震災に強いまちづくり促進事業」と併用してもよいか。	[新築] 震災に強いまちづくり促進事業で県産材に係る費用を除いた助成を受ける場合、とっとり住まいる支援事業の県産材の支援（１５万円）・県産 JAS 製材の支援（上限２５万円）・県産ヤング係数確認構造材（上限３０万円）・県産ＣＬＴ材及び県産内外装材の支援（上限２０万円）の併用は可能です。 （※子育て世帯等（１０万円）、三世代同居等世帯（１０万円）及び地域建築技能活用住宅（２０万円）の併用は不可） [改修] 震災に強いまちづくり促進事業で県産材に係る費用を除いた助成を受ける場合、とっとり住まいる支援事業の県産材の支援（最大２５万円）の併用は可能です。 （子育て世帯等（１０万円）、三世代同居等世帯（１０万円）及び地域建築技能活用改修（最大１５万円）の併用は不可）
7	環境省の「ＺＥＨ支援事業」と併用してもよいか。	ＺＥＨ支援事業は財源を全て国費としているため併用可能です。
8	「子育てグリーン住宅支援事業」と併用してもよいか。 ※関連Ｑ＆Ａ：１０	「子育てグリーン住宅支援事業」は財源を全て国費としているため併用可能です。 ただし、住まいる支援事業の「子育て世帯等」加算の併用については以下のとおりです。 [子育て世帯等加算の併用] ・ＧＸ志向型住宅の場合…対象世帯を子育て世帯等に限定していないため併用可能です。 ・長期優良住宅、ＺＥＨ水準住宅…対象世帯を子育て世帯等に限定しているため併用できません。
9	「建築用木材の転換促進支援事業」と併用してもよいか。	建築用木材の転換促進支援事業は財源を全て国費としているため併用可能です。

10	実施内容に変更（増）があった場合、補助金も増額されるか。	増額の対象となる工事の着手前までに変更承認申請を行ってください。（※増額の対象となる工事に着手していないことを確認する必要があります。） ただし、新築の県産材、県産 JAS 製材及び県産ヤング係数確認構造材については上棟までとします。 また、子育て世帯等及び三世帯同居等世帯については該当することが判明した時点で変更承認申請を行ってください。 ※国補助金の活用をとりやめ、当補助金の子育て世帯等及び三世帯同居等世帯の適用を希望する場合は、着工後でも変更承認申請が可能です。
11	補助金の実績額が交付決定時より減った場合、当初申請していなかった項目に係る助成を受けることができるか。	全体の交付決定額が増えない場合でも、各項目の交付決定額（経費の配分）が増額となる場合は、上記 1-10 のとおり変更承認申請を行ってください。

2 補助対象となる木造住宅の建設等（新築等）について

1	どのような住宅が助成の対象となるか	居室、台所、浴室、トイレを備え、独立した生活が可能な新築一戸建木造住宅であって、県産材を 10 立方メートル以上使用した場合を対象とします。申請を行う年度内に着工し、翌年度の 1 月末日までに完成することが条件となります。 ※浴室には浴槽が設置されている必要があります。（シャワーのみの場合は要件を満たしません。）
2	敷地内に既存の建物がある場合でも対象となるか	新築する住宅が上記 2-1 の要件を満たしている場合は、建築基準法上の増改築であっても、新築の区分で助成対象となります。（離れを残して母屋を増築する場合等）
3	店舗併用住宅は対象となるか	住宅部分が上記 2-1 の要件を満たしている場合は対象とします。
4	構造の一部に鉄骨を使用してもよいか	構造耐力上主要な部分の過半が木造であれば、混構造の住宅であっても対象となります。
5	別荘は対象となるか	居住の本拠となる住宅であることが条件ですので、別荘は対象となりません。
6	着工の定義	新築の場合、丁張り時点とします。 改修の場合、解体・撤去を伴う改修工事が一連に行われる場合については、解体・撤去の着手時点とします。 なお、別棟の離れ等を増築する場合は新築工事と同様に扱います。
7	建売住宅の場合、登録時より増額して申請を行うことができるか	登録時の内容で助成対象として認めたものであるため、増額して申請を行うことはできません。

3 県産材の支援について

1	どのような住宅が助成の対象となるか	上記２－１の要件を満たす住宅で、県産材を10立方メートル以上使用するものを対象とします。
2	県産材の定義	県産材とは県内の森林から伐採された原木を県内で加工（機械プレカット加工を含む。）した製材品又は同原木を県内で加工した木材で部材の全てが構成された直交集成板（CLT）、単板積層材（LVL）、合板等をいいます。
3	県産材使用量に外装材や下地材は含まれるか	含まれます。
4	車庫や物置の県産材使用量は含まれるか	住宅本体と一体となった車庫や物置であって、住宅用に使用されるものであれば対象とします。
5	ウッドデッキは県産材使用量に含まれるか	当該ウッドデッキが住宅本体と一体となっている場合は対象とします。
6	門、木塀の県産材使用量は含まれるか	住宅本体に付属する門、塀であって、建設時期が同時期であれば対象とします。
7	地域建築技能に係る県産材使用量を計上してもよいか	計上できます。
8	店舗併用住宅の場合、県産材使用量はどのように算出するのか	県産材使用量は住宅部分の延べ面積と、店舗部分の延べ面積で面積按分して算出してください。 なお、住宅部分と店舗部分で使用した木材が明らかに区分できる場合であれば、住宅部分のみの県産材使用量算出も可能としますが、その事実が客観的に説明できる資料（住宅部分に使用した県産材等を種類ごとに明瞭に色分けされ、判別することが可能な木拾い表、配置図、平面図（部屋の用途が記載されたもの）、立面図、軸組図及び梁伏せ図等）を提出してください。
9	県内で機械プレカット加工が行われたことの証明はどのようにすれば良いか	プレカット事業者の記載がある県産材の産地証明書の写し又は県内プレカット加工証明書（様式第9号）若しくはその写しを実績報告書に添付してください。なお、プレカット事業者の押印等が必要になります。

4 県産 JAS 製材の支援について

1	助成の対象は	上記２－１及び３－１の要件を満たす住宅で、県産 JAS 製材を活用するものを対象とします。
---	--------	---

2	県産 JAS 製材の定義	日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 1 項の規定による格付が行われた上記 3－2 の県産材であって、含水率が 20%以下のものをいいます。 なお、令和 4 年度までの「県産規格材」との違いは名称のみで補助金額、条件等に変更ありません。
3	含水率の測定はどのように行うのか	乾燥 J A S 製材またはそれに準ずる品質管理に基づき出荷されたことが証明される J A S 製材（県産 JAS 製材の数量が記載された J A S 製品販売管理表により証明された材料、乾燥 J A S 認定工場の納品書又は出荷伝票等に県産材販売管理票の番号及び県産 JAS 製材の材積を記載し、乾燥 J A S 認定工場印を押印したものにより証明された材料）以外の場合、以下の方法により含水率の測定をします。 〔測定基準〕 該当する部材は全数測定とし、公益財団法人日本住宅・木材技術センターが認定した木材水分計により部材の中央部分 1 箇所を測定します。 〔測定結果写真の提出〕 測定結果写真は、物件名・施工業者・測定年月日を明記した看板が入るように撮影し、実績報告時に部材毎の代表箇所を添付してください。

5 県産ヤング係数確認構造材の支援について

1	助成の対象は	上記 2－1 及び 3－1 の要件を満たす住宅で、県産ヤング係数確認構造材を活用するものを対象とします。
2	県産ヤング係数確認構造材の定義	上記 4－2 を満たす県産 JAS 製材かつ構造材で、公益財団法人日本住宅・木材技術センターが認定した木材水分計で測定した含水率が 20%以下であること（L V L は含水率 14%以下の J A S の格付を行ったもの）及び機械等級区分装置で測定した曲げヤング係数が製材の日本農林規格第 6 条に定める等級 E50 以上（L V L は 50E 以上の JAS の格付を行ったもの）であることを測定により確認したものをいいます。
3	証明する書類は何か必要なのか	測定した寸法、含水率、ヤング係数、重量等が記載された県産ヤング係数確認構造材一覧表（様式第 8 号）を実績報告書に添付してください。なお、ヤング係数確認を行った事業者の押印等が必要になります。
4	含水率又はヤング係数の測定を県外の事業者が行った場合も対象になりますか。	本事業は木材産業を含めた地場産業の振興を目的としているため、含水率又はヤング係数の測定を県外の事業者が行った場合は、県産ヤング係数確認構造材の支援対象になりません。
5	横架材 1. 6 m ³ 、横架材以外 1. 4 m ³ の場合、それぞれで端数処理すると合計が 2 m ³ になってしまうが、合計での端数処理にできないか。	横架材の端数については、横架材以外に計上して差し支えありません。（横架材 1. 6 m ³ 、横架材以外 1. 4 m ³ の場合一横架材 1 m ³ 、横架材以外 2 m ³ ）

6 県産内外装材の支援（新築、改修共通）について

1	助成の対象は	上記２－１及び３－１の要件を満たす住宅で、県産内外装材を活用するものを対象とします。
2	県産内外装材の定義	県産材を使用した内装仕上げ材及び外装仕上げ材で含水率 20 パーセント以下のもの（木塀及び門に使用するものを含む。）をいいます。
3	含水率の測定はどのように行うのか	乾燥 J A S 製材またはそれに準ずる品質管理に基づき出荷されたことが証明される J A S 製材（県産 JAS 製材の数量が記載された J A S 製品販売管理表により証明された材料、乾燥 J A S 認定工場の納品書又は出荷伝票等に県産材販売管理票の番号及び県産 JAS 製材の材積を記載し、乾燥 J A S 認定工場印を押印したものにより証明された材料）以外の場合、以下の方法により含水率の測定をします。 〔測定基準〕 該当する部材は全数測定とし、公益財団法人日本住宅・木材技術センターが認定した木材水分計により部材の中央部分 1 箇所を測定します。 〔測定結果写真の提出〕 測定結果写真は、物件名・施工業者・測定年月日を明記した看板が入るように撮影し、実績報告時に部材毎の代表箇所を添付してください。
4	県産 C L T 材を内装仕上げ材に使用した場合は対象となるのか。	対象になります。 なお、県産 C L T 材を構造材又は下地材として使用したときは、新築の場合にあっては県産 C L T 材（1 m³ 以上 定額 5 万円）、改修の場合にあっては県産構造材、下地材（2 万円/1 m³ 上限 2 5 万円）の支援が活用できます。
5	格子状の目隠し塀等は対象となるか。また、隙間がある場合、面積はどう拾えばよいのか。	対象になります。面積は外寸法（見付）で拾った面積のうち、木部の実見付面積が 5 0 % 以上の場合は外寸法全体の面積としてください。5 0 % 未満の場合はご相談ください。
6	塀の場合、仕上げ面が両面であれば面積は表面と裏面でそれぞれ計上してよいのか。	片面のみの計上とします。

7 地域建築技能活用の支援（新築）について

（１）全般

1	助成の対象は	上記２－１及び３－１の要件を満たす在来軸組工法又は伝統構法の木造住宅で、以下の 7 つの地域建築技能のうち、4 ポイント以上活用するものを対象とします。 （手刻み 4 ポイント／外壁の下見板張り 2 ポイント／左官仕上げ 1 ～ 2 ポイント／瓦ぶき 2 ポイント／木製建具 1 ～ 2 ポイント／畳 1 ポイント／構造材現し／1 ポイン
---	--------	---

		ト)
2	交付決定後に活用する伝統技術を変更してもよいか	変更可能です。

(2) 手刻み

1	助成の対象は	大工職人により、継手・仕口等の加工を手作業（電動工具の使用は可）により行ったものを対象とします。機械プレカット加工されたものは対象としません。
2	手刻み加工の木材とプレカット加工の木材を併用していてもよいか	機械プレカット加工の木材を一部でも使用している場合は、助成の対象となりません。
3	実績報告用の写真はどのようなものが必要か	仕口、継手加工作業中の写真を工事看板（建築主名記載）入りで撮影してください（作業中の写真が必要になりますので御留意ください。）。

(3) 外壁の下見板張り

1	対象となる工法及び対象外となる工法	県産材を使用し下見板張りを行ったものが対象となり、具体的な工法は以下のとおりです。 羽目板張り等は、箱目地等が機械加工されることから地域建築技能とは判断できないため、対象外となります。 <table><tr><td>対象となる工法</td><td>ささら子下見板、押縁下見板、南京下見板</td></tr><tr><td>対象とならない工法</td><td>羽目板張り、ドイツ下見板</td></tr></table>	対象となる工法	ささら子下見板、押縁下見板、南京下見板	対象とならない工法	羽目板張り、ドイツ下見板
対象となる工法	ささら子下見板、押縁下見板、南京下見板					
対象とならない工法	羽目板張り、ドイツ下見板					
2	縦板張りは対象となるか	縦板張りは伝統技術にあたらないため、対象となりません。				
3	実績報告用の写真はどのようなものが必要か	施工後の写真を工事看板（建築主名記載）入りで撮影してください。				

(4) 左官仕上げ

1	助成の対象は	40 平方メートル以上の壁面を、外壁の場合にあってはモルタル塗、漆喰塗その他こて塗仕上げ、内壁の場合にあってはモルタル塗、漆喰塗、土塗壁、じゅらく塗、珪藻土塗その他こて塗仕上げとしたものを対象とします。
2	内壁に漆喰を利用した場合は対象となるか	対象となります。木舞壁、漆喰、じゅらく塗等の土塗壁の類は、下地にかかわらず対象とします。珪藻土も対象となります。 ただし、施工方法が吹き付けによるものは対象外です。こて塗仕上げとしてください。

3	下地はラスボードでも良いか	下地の種類は問いません。
4	モルタル下地に吹き付けをしても対象となるか	対象となります。
5	モルタル下地にタイル張り仕上げする場合は対象となるか	対象となりません。
6	内壁のみ、もしくは外壁のみで40m ² でも対象となるか	対象となります。
7	漆喰塗のこて塗仕上げ面積30m ² 、珪藻土塗のこて塗仕上げ面積30m ² の場合、ポイント数はどうなるのか	こて塗を行った面積が40m ² を超えていますが、2ポイントの対象となる漆喰塗のこて塗仕上げ面積が40m ² 未満のため、1ポイントとします。
8	実績報告用の写真はどのようなものが必要か	こて塗仕上げ作業中の写真を工事看板（建築主名記載）入りで撮影してください（左官仕上げ作業中の写真が必要になりますので御留意ください。）。

（５）瓦ぶき

1	瓦とは	国産の瓦をいいます。形状はJISのJ形（和瓦）、F形（平板瓦）及びS形（洋瓦）の全てが対象となります。
2	JIS規格以外の同等品とは何か	国産の瓦であれば可とします。
3	棟瓦の仕様に規制はあるか	瓦の種類は問いませんが、瓦屋根標準設計・施工ガイドラインに基づき補強金物を使って屋根地へ緊結したものを対象とします。
4	使用面積に規制はあるか	主要な屋根の過半が瓦であれば可とします。
5	実績報告用の写真はどのようなものが必要か	瓦の留め付け状況がわかる写真及び棟の補強金物及び屋根下地への緊結状況がわかる写真を（建築主名記載）入りで撮影してください（住宅建設中の写真が必要になりますので御留意ください。）。

（６）木製建具

1	県内に本拠地を置く建具業者の定義	県内に本店を構える建具業者とします。
2	見付面積とは何か	建具を正面から見た面積を指します。建具外枠の縦×横で算出します。
3	建具には県産材を使用しなくてもよいか	県産材の使用は問いません。

4	襖は助成対象となるのか	襖、障子は対象となります。ただし、戸襖、フラッシュ戸は助成対象外です。 なお、襖と戸襖の違いは木で骨組みを構成するものを襖、下地材に合板等を使用したものを戸襖と扱ってください。
5	建具業者が作成した木製の建具とはどのようなものか	これまでに対象とした事例としては、框戸、格子戸、障子、欄間、屋外の木戸、床ガラリ（吹出口）、空間を仕切る幕板などがあります。対象に該当するか不明な場合は、お問い合わせください。
6	家具の扉は助成対象となるか	対象となりません。
7	実績報告用の写真はどのようなものが必要か	建具の種類ごとに建築主名、建具業者名及び建具の名称を記載した工事看板を写し込んだ設置完了後の写真を撮影してください。

（７）畳

1	県内に本拠地を置く畳業者の定義	県内に本店を構える畳業者とします。
2	畳とは	県内に本拠地を置く畳業者が製作した畳（材料のイ草の産地は問わない。）を６畳以上使用することをいいます。ただし、置き畳は除きます。
3	へり無し畳（琉球畳）も対象になるのか。	対象になります。ただし、大きさが半畳の場合は０．５畳で計算してください。
4	畳の要件である６畳以上については、江戸間の畳６枚でも良いか	江戸間、京間等の規格に関わらずたたみを６畳以上使用した場合を対象とします。
5	実績報告用の写真はどのようなものが必要か	施工後の写真を工事看板（建築主名記載）入りで撮影してください。

（８）構造材現し

1	構造材現しとは	居室において、小屋組又は床組みに使用した全ての梁、桁及び母屋の下端が見える場合（壁の部分を除く。）で、当該居室（収納を除く。）の見上げ面積が10m ² 以上の状態のことを言います。
2	見上げ面積の算出方法は	構造材現しの要件を満たす居室（収納を除く。）の見上げ面積で算出してください。 なお、全ての梁、桁及び母屋の下端が見える状態（壁の部分を除く。）の居室のみを対象とします（例 居室の梁が２本あって、１本のみ下端が見える状態の場合は対象外です。）。
3	使用する横架材は県産材を使用しなくても良いのか	県産材の使用は問いません。

4	廊下、玄関、屋根裏倉庫、押入、クローゼットも対象になるのか。	対象になりません。
5	実績報告用の写真はどのようなものが必要か	施工後の写真を工事看板（建築主名記載）入りで撮影してください。
6	実績報告書に添付する図面にはどのようなものが必要か	該当する居室の平面図（見上げ面積の算出過程及び結果を含む。）のほか、全ての梁、桁及び母屋を記載した伏図（小屋伏図及び床伏図）に、居室で構造材現しになっているものを色分けした資料を提出してください。

8 子育て世帯等支援（新築、改修共通）について

1	助成の対象は	新築の場合にあつては上記 2－1 及び 3－1、改修の場合にあつては下記 10－1 の要件を満たす住宅で、子育て世帯等に該当するものを対象とします。 なお、「子育てグリーン住宅支援事業」を活用する場合の住まいる支援事業の「子育て世帯等」加算の取り扱いについては上記 1－8 のとおりです。
2	子育て世帯等の定義	以下の要件のうち、申請日時点で 1 つ以上を満たすものをいいます。 ・ 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者を養育する世帯 ・ 婚姻後 10 年以内の夫婦を含む世帯
3	申請日時点では未婚だが実績報告までに婚姻する場合、対象となるか。	対象となりません。申請日時点で婚姻している必要があります。
4	事実婚の場合、対象となるか。	住民票の続柄で事実婚が確認できる場合で、生計を同一とした日から 10 年以内であれば対象とします。
5	登録申請書に子育て世帯等を証明する書類の添付は必要か。	建売や分譲住宅の登録申請時には、子育て世帯等を証明する書類（住民票の原本等）の提出は必要ありません。 なお、登録住宅の購入者が実績報告又は完成後の建売住宅等で交付申請をする際は、子育て世帯等を証明する書類が必要です。
6	婚姻後 10 年以内のみに該当する場合の証明はどのようにするのか。	実績報告時に転居後の世帯全体の住民票のほか、戸籍謄本、戸籍抄本又は誓約書のうちいずれか一つを提出してください。
7	住民票はどのようなものを提出すれば良いのか。	転居後の住民票（コピー可）で、住宅に入居する世帯全員の氏名、住所（転居後、転居前）、生年月日、続柄が記載されたものを提出してください。 また、マイナンバーの記載がないものとしてください。

9 三世帯同居等世帯（新築、改修共通）について

1	三世帯同居等世帯の定義	次のいずれかに該当する場合をいいます。 ・ 申請者の世帯が申請者又は申請者の配偶者の直系尊属世帯と同一小学校区内に新たに
---	-------------	---

		居住する「子育て世帯」であること。 ・申請者の世帯が申請者又は申請者の配偶者の直系尊属の世帯と新たに同居する「子育て世帯」であること。 ・申請者の世帯が申請者又は申請者の配偶者の直系卑属の「子育て世帯」と新たに同居する世帯であること。 いずれも、直系親族のうち、直系尊属は単身世帯であっても可とします。
2	住宅の所有者と現に同居している単身の子や孫が、婚姻により異なる世帯として同居する場合対象になるか。	単身の子や孫が、婚姻後に申請する場合、子育て世帯等（婚姻後 10 年以内）に該当します。しかし、三世代同居等世帯の対象とはなりません。
3	既に三世代が同居している場合、三世代同居等世帯の対象になるか。	対象となりません。
4	同居の定義は	同一住宅内又は敷地が隣接する住宅に居住することをいいます。
5	親の住宅に道路を挟んで隣接する場合は同居に該当するのか。	敷地が隣接しないので同居に該当しません。ただし、同じ小学校区内であれば近居に該当します。
6	既に三世代が近居（同じ小学校区内）している場合で、新たに三世代が同居する場合は、三世代同居等世帯の対象になるか。	対象となります。
7	直系親族が、賃貸住宅や介護老人保健施設に入居している小学校区内に、申請者が新たに近居する場合は、三世代同居等世帯の対象になるか。	対象となります。
8	直系親族が住む小学校区内に、申請者が中古住宅を購入後、住宅を改修する場合、三世代同居等の対象になるか。	対象となります。
9	住民票はどのようなものを提出すれば良いのか。	転居後の住民票（コピー可）で、住宅に入居する世帯及び近居の対象となる直系親族世帯全員の氏名、住所（転居後、転居前）、生年月日、続柄が記載されたものを提出してください。 また、マイナンバーの記載がないものとしてください。
10	直系親族が住む小学校区内にある登録住宅を購入した場合、三世代同居等の対象になるか	登録住宅の購入前に三世代同居等でないことが確認できれば、補助対象となる。

10 県産材活用改修について

1	対象となる住宅の要件は	自ら所有し、居住する住宅であれば、面積や構造、築年数等にかかわらず対象となります。賃貸住宅や社宅等は対象となりません。
---	-------------	--

2	新築の助成を受けた後で、改修の助成を受けても良いか。 また改修の助成を数回に分けて受けることはできるか。	環境にやさしい木の住まい助成制度及び本制度による新築または改修の補助を受けた住宅については、10年以上経過しなければ再び補助を受けることはできません。 ただし、車庫、物置、木塀、門等の新設等当該住宅と明らかに区分できるものの場合は、県産材部分のみ助成を受けることができます。
3	車庫、物置、木塀も対象となるか	住宅と同一敷地内にあり、日常生活において使用している車庫、物置、木塀等については対象となります。「同一敷地内」とは住宅と同じ敷地内にあることをいい、道路等を挟む場合は対象となりません。
4	農業用の倉庫や店舗等は対象となるか	事業用のものは対象となりません。
5	他の補助金と合わせて利用してもよいか	補助の対象となる経費が区分できる場合は併用可能です。詳細は御相談ください。

11 地域建築技能活用支援（改修）について

（１）全般

1	助成の対象は	上記 10－1 の要件を満たす住宅の改修で、以下の３つの地域建築技能のうち２つ以上を活用するものを対象とします。 (建築大工技能／左官仕上げ／木製建具)
2	交付決定後に活用する伝統技術を変更してもよいか	変更可能です。

（２）建築大工技能

1	助成の対象は	県産材を使用し建築大工技能を活用した室内の見え掛かり部分（床材、壁材、天井材等）の仕上げ改修を行うもの（柱、梁等の構造部分は除く）と、外壁において県産材を使用し下見板張りを行うものを合わせて、見付面積が7平方メートル以上のものを対象とします。
2	室内の見え掛かり部分のみ、もしくは外壁の下見板張りのみで7㎡でも対象となるか	対象となります。
3	外壁の下見板張りの対象となる工法及び対象外となる工法は	地域建築技能活用支援（新築）の基準に準じます。
4	縦板張りは対象となるか	外壁は、地域建築技能活用支援（新築）の基準に準じます。 内壁で県産材を活用して施工するものは対象とします。
5	実績報告用の写真はどのようなものが必要か	施工中の写真を工事看板（建築主名記載）入りで撮影してください（作業中の写真が必要になりますので御留意ください。）。

(3) 左官仕上げ

1	助成の対象は	外壁の場合にあつてはモルタル塗、漆喰塗その他こて塗仕上げ、内壁の場合にあつてはモルタル塗、漆喰塗、土塗壁、じゅらく塗、珪藻土塗その他こて塗仕上げとし、それらの見付面積の合計が7平方メートル以上のものを対象とします。
2	内壁に漆喰を利用した場合は対象となるか	地域建築技能活用支援（新築）の基準に準じます。
3	下地はラスボードでも良いか	地域建築技能活用支援（新築）の基準に準じます。
4	モルタル下地に吹き付けをしても対象となるか	地域建築技能活用支援（新築）の基準に準じます。
5	内壁のみ、もしくは外壁のみで7㎡でも対象となるか	地域建築技能活用支援（新築）の基準に準じます。
6	実績報告用の写真はどのようなものが必要か	こて塗仕上げ作業中の写真を工事看板（建築主名記載）入りで撮影してください（左官仕上げ作業中の写真が必要になりますので御留意ください。）。

(4) 木製建具

1	県内に本拠地を置く建具業者の定義	地域建築技能活用支援（新築）の基準に準じます。
2	見付面積とは何か	地域建築技能活用支援（新築）の基準に準じます。
3	建具には県産材を使用しなくてもよいか	地域建築技能活用支援（新築）の基準に準じます。
4	襖は助成対象となるのか	地域建築技能活用支援（新築）の基準に準じます。
5	実績報告用の写真はどのようなものが必要か	建具の種類ごとに建築主名、建具業者名及び建具の名称を記載した工事看板を写し込んだ設置完了後の写真を撮影してください。